

【様式1】

倉敷市立玉島高等学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校生徒には、今までにいやな思いをした経験のある生徒が数人いる。聞き取りによると、ひやかしやからかいなど相手の気持ちを考えない言動によるものである。特徴としては、男子は直接的な攻撃、女子はインターネット上での書き込みなど、間接的なものとなっている。現在、生徒課を中心に、いじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取り組みをより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取り組みを行う必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・「いじめは絶対に許されない」という共通認識のもと、学校をあげた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、生徒課長以外にも各課・委員会、学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取り組みを行う。また、取り組みの実施状況を学校自己評価の項目に位置付け評価する。

〈重点となる取組〉

あいさつ運動 生徒面談 学校生活オリエンテーション 人権・主権者・道徳教育LHR いじめ実態把握アンケート

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針を後援会総会で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者、後援会の理解を得るとともに、意見交換を行い、取り組みの改善に生かす。 ・取り組みの実施状況を学校自己評価の項目にし、評価する。 ・中学校訪問等で得た情報を日々の指導に生かす。 ・自主パトロール「のぞみ隊」との情報交換を通し、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 	<p style="text-align: center;">いじめ対策委員会</p> <p>〈いじめ対策委員会の役割〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、予防的指導による未然防止、発生したいじめ事案への対応 <p>〈いじめ対策委員会の開催時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年4回開催（年度初・各学期例会）・事案発生時 <p>〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議、朝礼等で伝達 <p>〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外（スクールカウンセラー 等） ・校内（校長、教頭、生徒課長、商業科長、学年主任、養護助教諭等） <p style="text-align: center;">全 教 職 員</p>	<p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市教育委員会 <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットパトロール <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭 生徒課長 <p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉島警察署 ・市青少年育成センター <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室の実施 ・定期的な情報交換 <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒課長 <p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県倉敷市児童相談所 ・倉敷市子ども相談センター <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいを含む障がいのある生徒に対する相談・助言 ・家庭環境などに関する情報共有 <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭 生徒課長

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>（居場所づくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 ・学校生活オリエンテーションや生徒面談の機会を活用し、教職員と生徒の間の信頼感を醸成する。 <p>（教育の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科指導、学校行事などを通して人権教育を推進する。特に、ネット上のいじめを防止するために情報モラルに関する指導は、全学年に行う。 ・わかる授業や部活動の活性化を通して、学校生活を充実させストレスを感じない環境を整える。 ・集団生活になじめないなど、生徒の辛い気持ちを傾聴できる教職員の育成や専門家の招聘など教育相談体制の充実を図る。
② 早期発見	<p>（実態把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態把握のためのアンケートを定期考査ごとに実施し、面談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>（相談体制の確立）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声掛けを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p>（情報共有）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の気になる変化や行為があった場合、連絡会等で早急に情報共有できるようにする。
③ いじめへの対処	<p>（いじめの有無の確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けるなど、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 <p>（いじめへの組織的対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 ・いじめやいじめが疑われる行為の発見・報告を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し組織的に対応する。 ・いじめやいじめが疑われる行為が認められた場合、教育委員会に連絡のうえ外部の専門機関と連携して対応に当たる。 <p>（いじめられた生徒への支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <p>（いじめた生徒への指導）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。

【様式2】

倉敷市立玉島高等学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議, 委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針、指導計画の 確認 ○いじめ対策委員会	○学年別オリエンテーション (生徒課) ○いじめ防止LHR(生徒課)	○面接週間 ○家庭訪問(1年)	○発生事案への対処(随時)
5月	○連絡会 ○教員研修会	○人権・道徳教育LHR (人権・主権者・道徳教育推進委員会)	○いじめ実態把握アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
6月	○連絡会	○スマホ安全教室(生徒課)		
7月	○いじめ対策委員会 ○連絡会		○いじめの実態把握アンケート ○家庭訪問	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
8月				
9月	○連絡会		○面接週間	
10月	○連絡会		○いじめ実態把握アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
11月	○連絡会	○人権・道徳教育LHR (人権・主権者・道徳教育推進委員会)		
12月	○いじめ対策委員会 ○学校自己評価アンケート ○連絡会		○いじめの実態把握アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
1月	○連絡会	○人権・道徳教育LHR (人権・主権者・道徳教育推進委員会)	○面接週間	
2月	○連絡会 ○学校自己評価委員会		○いじめの実態把握アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
3月	○いじめ対策委員会			

年間を通して, 行う取組

○登下校時のあいさつ運動による生徒観察、個別面談、いじめ実態把握アンケート